

連結注記表

【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 46社

主要な連結子会社の名称

| | |
|-------------------|------------------|
| ミサワホーム北海道株式会社 | 東北ミサワホーム株式会社 |
| ミサワホーム西関東株式会社 | ミサワホーム東関東株式会社 |
| ミサワホーム東京株式会社 | ミサワホーム北越株式会社（注1） |
| ミサワホーム甲信株式会社 | 株式会社ミサワホーム静岡 |
| ミサワホーム東海株式会社 | ミサワホーム近畿株式会社 |
| ミサワホーム中国株式会社 | ミサワホーム四国株式会社 |
| ミサワホーム九州株式会社 | ミサワホームセラミック株式会社 |
| ミサワホームイング株式会社 | テクノエフアンドシー株式会社 |
| ミサワホーム不動産株式会社（注2） | 株式会社マザアス |

(連結子会社数の変動理由)

(増加)

- ・会社設立によるもの 3社
- | | |
|----------------------------------|--|
| トリニティ・ケア株式会社 | |
| ミサワフィナンシャルサービス株式会社 | |
| MISAWA HOMES AUSTRALIA PTY. LTD. | |

(減少)

- ・連結会社間の合併によるもの 2社
- | | |
|------------------|--|
| ミサワホームイング北海道株式会社 | |
| ミサワホーム富山株式会社（注1） | |

（注1）ミサワホーム新潟株式会社とミサワホーム富山株式会社は、平成26年4月1日付でミサワホーム新潟株式会社を存続会社として合併し、商号をミサワホーム北越株式会社に変更しております。

（注2）ミサワエムアールディー株式会社は、平成27年4月1日付でミサワホーム不動産株式会社に商号変更しております。

(2) 非連結子会社はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用関連会社はありません。

(2) 持分法非適用関連会社の数 2社

持分法非適用関連会社の名称

| |
|----------------|
| 東莞三澤建材有限公司 |
| 子ども子育て総合研究所(株) |

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない関連会社は当期純利益・利益剰余金等に関していずれも小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を与えていないため持分法を適用しておりません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

臨沂三澤木業有限公司の決算日は12月31日であるため、連結計算書類作成に当たっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく決算書を使用しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

当連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（時価と比較する取得原価は移動平均法により算定し、評価差額は全部純資産直入法による処理）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法であります。

② たな卸資産

分譲土地建物、未成工事支出金

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）であります。

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）であります。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

金銭債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については過去の貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えて、支給見込額に基づく必要額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保等の費用に備えて、過年度の実績を基礎に算定した額その他、補償工事費の発生が見込まれる特定物件について発生見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

- ① 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
(工期がごく短期間のもの等を除く)

工事進行基準

- ② その他の工事

工事完成基準

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

- ① 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

- ② 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異、過去勤務費用及び会計基準変更時差異の費用処理方法

数理計算上の差異は従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により翌連結会計年度から損益処理することとしております。

過去勤務費用は従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により損益処理しております。

なお、会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理しております。

- ③ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

5. 会計方針の変更

(退職給付に関する会計基準の変更)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法についても、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が978百万円減少し、退職給付に係る資産が207百万円、利益剰余金が941百万円、少数株主持分が43百万円それぞれ増加しております。また、当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱いの適用)

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を当連結会計年度より適用しております。なお、適用初年度の期首より前に締結された信託契約に係る会計処理については、同実務対応報告の方法によらず、従来採用していた方法を継続しております。

6. 表示方法の変更

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「売電収入」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「売電収入」は、99百万円であります。

前連結会計年度において、区分掲記しておりました「特別利益」の「受取補償金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。

7. のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び平成22年3月31日以前に発生した負ののれんの償却については、主として10年間で均等償却しております。

重要性が乏しいのれんについては、その生じた期の損益として処理しております。

【追加情報】

(法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については33.1%に、平成28年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、32.3%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は551百万円減少し、法人税等調整額が572百万円、その他有価証券評価差額金が20百万円、それぞれ増加しております。

また、欠損金の繰越控除制度が平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の100分の65相当額に、平成29年4月1日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の100分の50相当額に控除限度額が改正されたことに伴い、繰延税金資産の金額は706百万円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

【連結貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産

| | |
|-------------|-----------|
| 分譲土地建物 | 249百万円 |
| 未成工事支出金 | 127百万円 |
| 建物及び構築物 | 2,816百万円 |
| 機械装置及び運搬具 | 740百万円 |
| 土地 | 7,099百万円 |
| 有形固定資産「その他」 | 2百万円 |
| 上記に対応する債務 | 14,490百万円 |

2. 有形固定資産の減価償却累計額 26,647百万円

3. 保証債務

「ミサワホーム」購入者等のためのつなぎ融資等に対する

| | |
|------|-----------|
| 保証債務 | 39,784百万円 |
|------|-----------|

4. 連結子会社のうち2社は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。
 再評価の方法は、土地の再評価に関する法律施行令第2条に定める方法により算出しております。再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額は65百万円であります。

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 連結会計年度末日における発行済株式の総数

| | |
|------|-------------|
| 普通株式 | 38,738,914株 |
|------|-------------|

2. 剰余金の配当に関する事項
 - (1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------------|-----------|---------------------|----------------|----------------|
| | | (注)933 | 利益 剰余金 | | | |
| 平成26年6月27日 定時株主総会 | 普通株式 | (注)933 | 利益 剰余金 | 25 | 平成26年 3月31日 | 平成26年 6月30日 |

(注) 普通株式に係る配当金の総額には、従業員持株E S O P信託に対する配当金3百万円を含めております。

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

平成27年6月26日開催予定の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の 総額 (百万円) | 配当の 原資 | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|---------------------|-----------|---------------------|----------------|----------------|
| 平成27年6月26日 定時株主総会 | 普通株式 | 747 | 利益 剰余金 | 20 | 平成27年 3月31日 | 平成27年 6月29日 |

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

デリバティブ取引は、将来の為替及び金利変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行いません。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、与信管理規程に沿って期日管理及び与信管理を行い、リスク低減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は主として株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の用途は主に運転資金及び分譲土地建物購入資金であり、一部の長期借入金について金利変動リスクに対して金利スワップ取引をヘッジ手段として利用し、支払利息を固定化しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

| | 連結貸借対照表 計上額(百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|----------------------------|---------------------|-------------|-------------|
| (1) 現金及び預金 | 45,547 | 45,547 | — |
| (2) 受取手形及び売掛金 | 7,150 | 7,150 | — |
| (3) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券 | 4,762 | 4,762 | — |
| 資産計 | 57,460 | 57,460 | — |
| (1) 支払手形及び買掛金 | 48,404 | 48,404 | — |
| (2) 短期借入金 | 17,169 | 17,169 | — |
| (3) 長期借入金 | 40,676 | 40,701 | 25 |
| 負債計 | 106,250 | 106,276 | 25 |
| デリバティブ取引 | — | — | — |

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。なお、有価証券（連結貸借対照表計上額1百万円）は「流動資産 その他」に、保証金代用としての公社債による差入（連結貸借対照表計上額2,601百万円）は「投資その他の資産 その他」に含めて記載しております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記デリバティブ取引参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、1年内返済予定の長期借入金（連結貸借対照表計上額12,462百万円）は上記「負債 (3)長期借入金」に含めて記載しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

（注2）非上場株式（連結貸借対照表計上額401百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記「資産 (3)有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

【1株当たり情報に関する注記】

| | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,080円98銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 88円73銭 |